

平成30年度地下水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第15条及び第16条第1項及び第2項に基づき「地下水質の常時監視」を行うために、関係機関と協議の上、宮城県知事（以下「知事」という。）が作成したものである。

2 計画の内容

原則として「地下水調査方法」（平成元年9月14日付け環水管第189号）に従い、計画を策定したものである。

計画に基づき実施される調査の種類は、①概況調査（定点方式、ローリング方式）、②汚染井戸周辺地区調査、③継続監視調査とし、地点、項目、回数（頻度）及び期間（時期）等については、別表のとおりとする。

3 測定方法

検体の測定方法（分析方法）は「環境庁告示第10号（平成9年3月13日付け）」等の公定法によるものとする。

4 測定結果の送付

各測定機関の長は、測定終了後その測定結果を、翌月末までに知事宛て送付するものとする。

5 測定結果の公表

知事は、測定結果を一定様式にとりまとめ、水質汚濁防止法第17条の規定に基づき公表するものとする。

平成30年度地下水質測定計画総括表

調査の種類	概況調査		汚染井戸 周辺地区調査※	継続監視 調査	合 計
	定点方式	ローリング方式			
総測定地点数	0	39		46	85
調査機関	宮城県	9		22	31
内訳	仙台市	30		24	54
総検査項目数	0	1,371		192	1,563
調査機関	宮城県	261		116	377
内訳	仙台市	1,110		76	1,186

※概況調査で環境基準超過が確認された場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染源の究明を行うために実施。

測定項目の分析方法及び環境基準

項目	定量・報告下限値 (mg/L)	検水量 ※ (mL)	測定方法	環境基準 (mg/L)
カドミウム	0.001	100又は50	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	0.003以下
全シアン	0.1	50	JISK0102の38.1.2及び38.2に定める方法、JISK0102の38.1.2及び38.3に定める方法又はJISK0102の38.1.2及び38.5に定める方法	検出されないこと (0.1以下)
鉛	0.005	100又は50	JISK0102の54に定める方法	0.01以下
六価クロム	0.02	50	JISK0102の65.2に定める方法（ただし、JISK0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、JISK0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）	0.05以下
砒素	0.005	50	JISK0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法	0.01以下
総水銀	0.0005	200	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法	0.0005以下
アルキル水銀	0.0005	200	公共用水域告示付表2に掲げる方法	検出されないこと (0.0005以下)
P C B	0.0005	1,000	公共用水域告示付表3に掲げる方法	検出されないこと (0.0005以下)
ジクロロメタン	0.002	10	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.02以下
四塩化炭素	0.0002	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.002以下
クロロエチレン	0.0002	10	平成9年3月環境庁告示第10号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	0.002	10	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004	10	シス体にあつてはJISK0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体にあつてはJISK0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.04以下
シス体	0.002	10		
トランス体	0.002	10		
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.006以下
トリクロロエチレン	0.001	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.0005	10	JISK0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	10	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	0.002以下
チウラム	0.0006	1,000又は500	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.006以下
シマジン	0.0003	1,000又は200	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.003以下
チオベンカルブ	0.001	1,000又は200	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.02以下
ベンゼン	0.001	10	JISK0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	0.01以下
セレン	0.002	10	JISK0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.015		硝酸性窒素にあつてはJISK0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法 亜硝酸性窒素にあつてはJISK0102の43.1に定める方法	10以下
硝酸性窒素	0.01	50		
亜硝酸性窒素	0.005	50		
ふっ素	0.08	50	JISK0102の34.1若しくは34.4に定める方法又はJISK0102の34.1c）（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法	0.8以下
ほう素	0.02	50	JISK0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法	1以下
1,4-ジオキサソ	0.005	10	公共用水域告示付表第7に掲げる方法	0.05以下
水素イオン濃度		50	JISK0102の12.1に定める方法	

(注1) 測定方法の欄において、「JIS」とは日本工業規格を示すものとする。

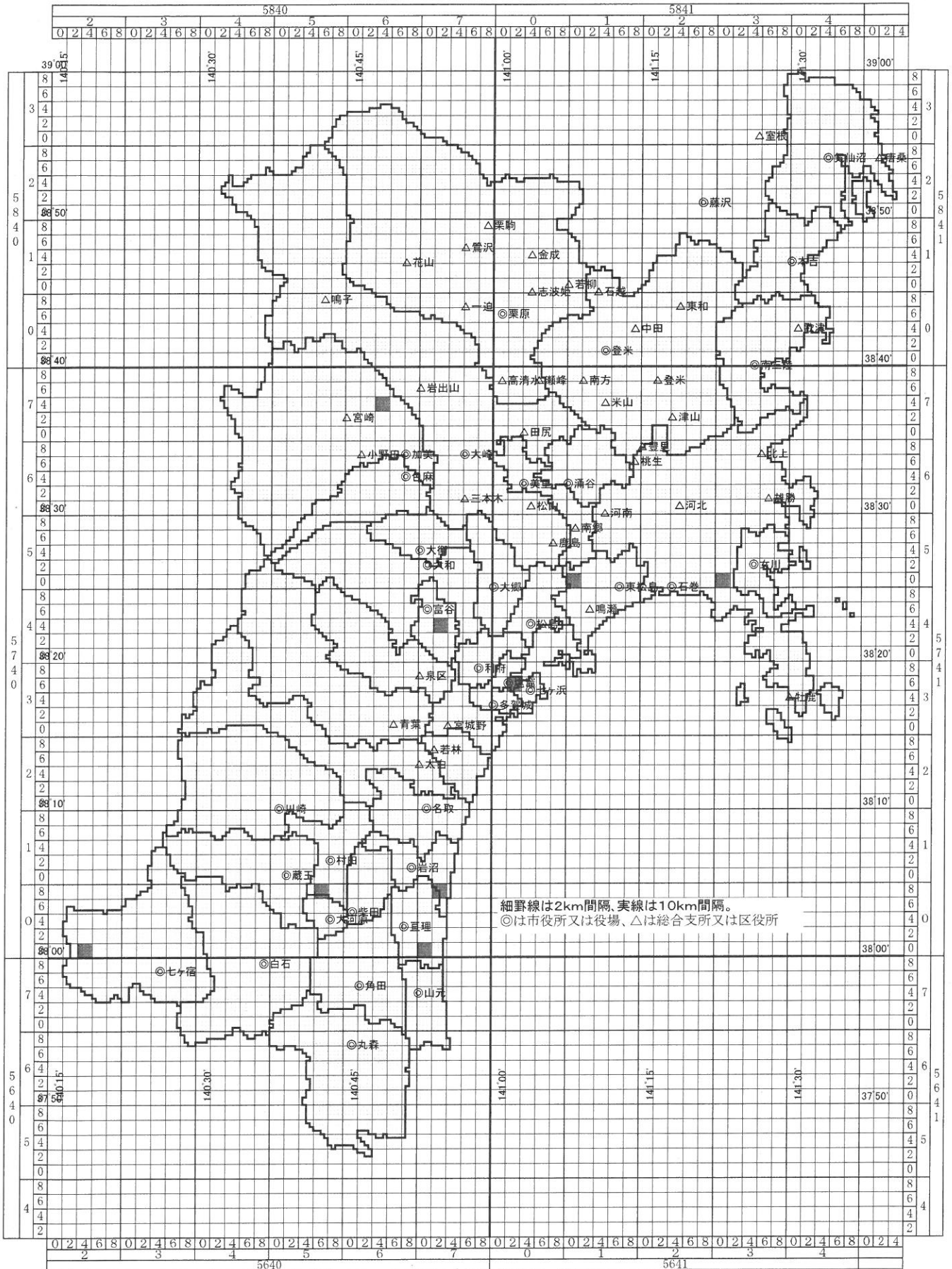
※参考値

要監視項目測定分析方法及び指針値

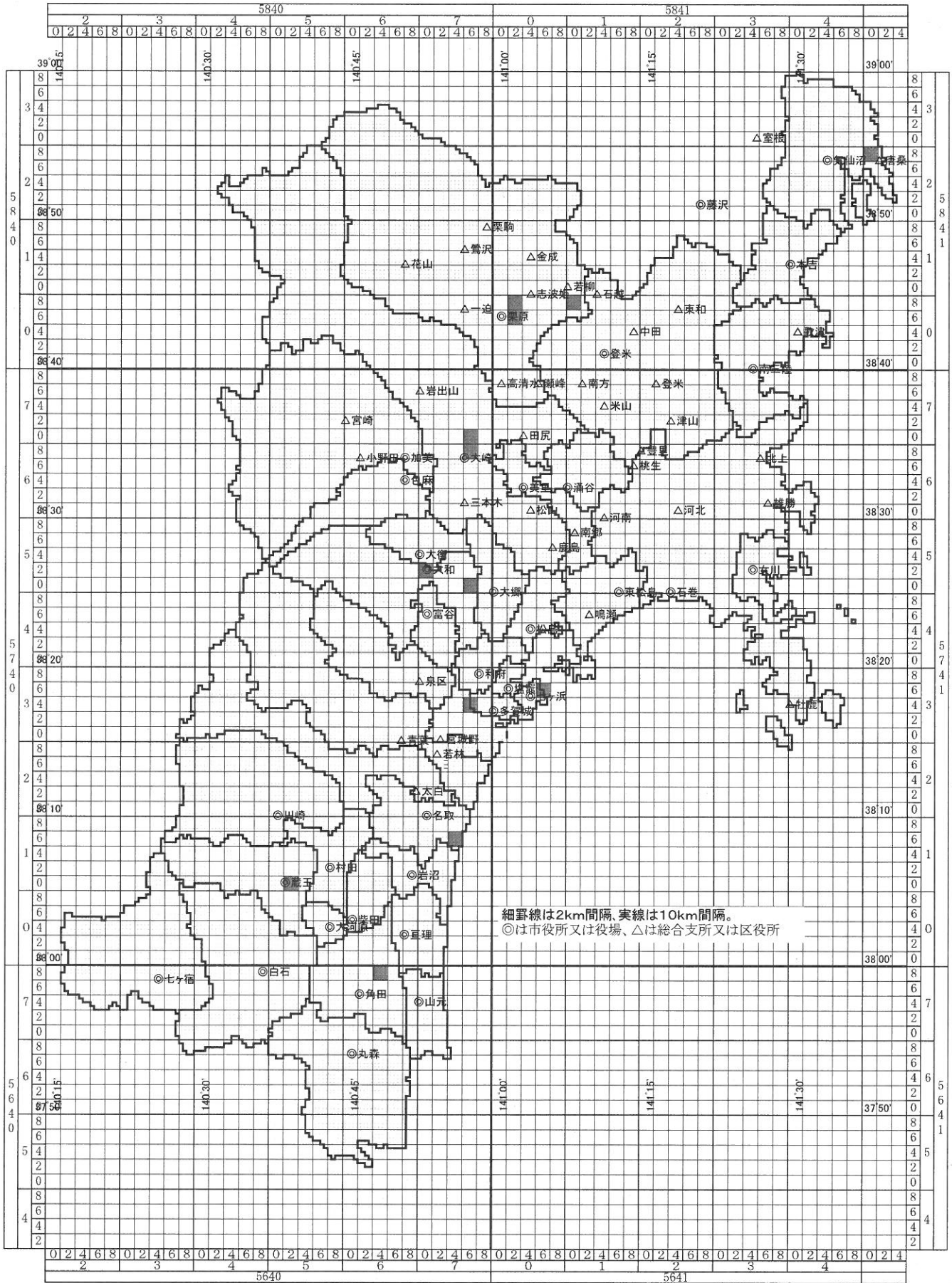
項 目	測 定 方 法	報 告 下 限 値		指針値 (mg/L)
		(mg/L)	記載方法	
1	クロロホルム	0.006	<0.006	0.06以下
2	1, 2-ジクロロプロパン	日本工業規格（以下「規格」という。）K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	<0.006	0.06以下
3	p-ジクロロベンゼン		<0.02	0.2以下
4	イソキサチオン		<0.0008	0.008以下
5	ダイアジノン	平成5年4月環水規第121号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について）付表1の第1又は第2に掲げる方法	<0.0005	0.005以下
6	フェニトロチオン(MEP)		<0.0003	0.003以下
7	イソプロチオラン		<0.004	0.04以下
8	オキシ銅(有機銅)		<0.004	0.04以下
9	クロロクロニル(TPN)	環水規第121号付表2に掲げる方法	<0.005	0.05以下
10	プロピザミド		<0.0008	0.008以下
11	EPN		<0.001	0.006以下
12	ジクロロボス(DDVP)		<0.0008	0.008以下
13	フェノブカルブ(BPMC)		<0.003	0.03以下
14	イプロベンホス(IPB)		<0.0008	0.008以下
15	クロロニトロフェン(CNP)		<0.001	—
16	トルエン		<0.06	0.6以下
17	キシレン	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	<0.04	0.4以下
18	フタル酸ジエチルヘキシル		<0.006	0.06以下
19	ニッケル	規格59.3に定める方法又は環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法	<0.001	—
20	モリブデン	規格68.2に定める方法又は環水規第121号付表4若しくは付表5に掲げる方法	<0.007	0.07以下
21	アンチモン	規格62.2に定める方法又は環水規第121号付表6に掲げる方法	<0.002	0.02以下
22	エビクロロヒドリン	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について）付表2に掲げる方法	<0.00004	0.0004以下
23	全マンガン	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	<0.02	0.2以下
24	ウラン	平成16年3月環水企発第040331003号・環水土発第040331005号付表4の第1又は第2に掲げる方法	<0.0002	0.002以下

※場合により定量・報告下限値を変更することがある。

平成30年度 概況調査予定地点図(仙台市除く)



平成30年度 継続監視調査予定地点図(仙台市除く)



仙台市分

2 継続監視調査（平成30年度）

測定地点名	3次メッシュコード	採水頻度			環境基準項目																	その他の項目																	
		地点数	測定回数	回数	カドミウム	全鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	ジクロロエタン	1,2-ジクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	ジクロロエチレン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラ	ジクロロプロペン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素及び	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	水素イオン濃度	全クロム			
仙台市青葉区	5740-36-10	1	7~2	1				1																														1	
仙台市青葉区	5740-36-19	1	7~2	1										1	1	1	1	1	1	1	1	1															1		
仙台市青葉区	5740-36-27	1	7~2	1																																		1	
仙台市宮城野区	5740-37-08	2	7~2	1				2																														2	
仙台市宮城野区	5740-37-17	1	7~2	1				1																														1	
仙台市宮城野区	5740-37-23	1	7~2	1									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1															1		
仙台市宮城野区	5740-37-33	1	7~2	1			1																															1	
仙台市宮城野区	5740-37-56	1	7~2	1																																		1	
仙台市若林区	5740-27-67	1	7~2	1				1																														1	
仙台市若林区	5740-27-72	2	7~2	1									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2															2	
仙台市若林区	5740-27-85	1	7~2	1				1																														1	
仙台市若林区	5740-27-86	1	7~2	1				1																														1	
仙台市太白区	5740-26-66	1	7~2	1											1																							1	
仙台市太白区	5740-27-33	1	7~2	1																																		1	
仙台市泉区	5740-36-87	1	7~2	1																																		1	
仙台市泉区	5740-36-88	1	7~2	1																																		1	
仙台市泉区	5740-36-94	2	7~2	1																																		2	
仙台市泉区	5740-36-94	1	7~2	1					1																													1	
仙台市泉区	5740-36-94	1	7~2	1																																		1	
仙台市泉区	5740-37-90	1	7~2	1																																		1	
仙台市泉区	5740-46-04	1	7~2	1					1																													1	
仙台市泉区	5740-47-01	1	7~2	1																																		1	
合計		24			0	0	1	0	9	0	0	1	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	

※3次メッシュコードはP18のメッシュ地図での地点を表すもの。

平成30年度仙台市継続監視調査予定地点図

No.	3次メッシュ	地区名
1	5740-36-10	青葉区
2	5740-36-19	青葉区
3	5740-36-27	青葉区
4	5740-37-08	宮城野区
5	5740-37-08	宮城野区
6	5740-37-17	宮城野区
7	5740-37-23	宮城野区
8	5740-37-33	宮城野区
9	5740-37-56	宮城野区
10	5740-27-67	若林区
11	5740-27-72	若林区
12	5740-27-72	若林区
13	5740-27-85	若林区
14	5740-27-86	若林区
15	5740-26-66	太白区
16	5740-27-33	太白区
17	5740-36-87	泉区
18	5740-36-88	泉区
19	5740-36-94	泉区
20	5740-36-94	泉区
21	5740-36-94	泉区
22	5740-37-90	泉区
23	5740-46-04	泉区
24	5740-47-01	泉区

※斜線部は井戸等がない地点
※罫線は1km間隔

